

平成29年 2月21日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

庁舎再編整備特別委員会  
委員長 星吉寛

庁舎再編整備特別委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 庁舎再編整備について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 2月21日委員会を開催し、上記事件について協議した。  
魚沼市新庁舎建設市民ワークショップメンバーへの説明会における意見等について執行部より報告を受け、質疑を行った。また、魚沼市庁舎再編基本計画改訂(案)について、質疑を行った。

## 庁舎再編整備特別委員会会議録

1 調査事件

(1) 庁舎再編整備について

(2) その他

2 日 時 平成29年2月21日 午前10時

3 場 所 広神庁舎3階 議場

4 出席委員 大平恭児、富永三千敏、岩井富士夫、志田 貢、佐藤敏雄、岡部計夫、大平栄治、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、星野武男、高野甲子雄、星 吉寛、下村浩延、本田 篤、森島守人、大屋角政、森山英敏、(浅井守雄)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、堀沢財政課長、佐藤土木課長、桑原企画政策室長

7 書 記 櫻井議会事務局長、中川主任

8 経 過

開 会 (10:00)

星委員長 森山企画政策課長が都合により欠席の報告がありました。定足数に達していますので、ただいまから庁舎再編整備特別委員会を開会します。

(1) 庁舎再編整備について

星委員長 日程第1、庁舎再編整備についてを議題とします。

まず、執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

堀沢財政課長 2月11日土曜日、堀之内公民館で開催のワークショップメンバーへの説明会における参加者からの意見等について、かいつまんで報告させていただきます。基本計画関係では、教育委員会を外したことによる移動のロスとか、運営上の費用のロスをどう考えているかなどのランニングコストを抑える必要性について、意見をいただいております。教育委員会の件だが、新庁舎ができるまでに堀之内地域との協議が整えば、教育委員会も新庁舎に入ることができ、引っ越しを二度三度する必要がなくなる。31年度を目標に集約するようにしてほしい。計画に協働スペースというものがある。ワークショップでも

意見があったが、新庁舎に市民団体等が使えるコピー機やロッカーが設置されることを願うなどをいただいております。ワークショップ関係では、福祉センター機能を新庁舎に備えるということでワークショップにおいて議論してきたが、その点をどう位置づけていくのか。既存庁舎の方向性がこれまで示されてこなかった。ワークショップを続けるのであれば、既存庁舎の活用方法も意見集約してはどうか。ワークショップのあり方について、今後何回程度を想定しているか。ワークショップのメンバーは各種団体から募った方々だが、地域の意見を取り入れる考えはないか。高校を卒業し地元を離れる子もいる。ワークショップが続いていくということで、3年生が抜ける分、新しい若い子を入れてもらいたいし、小出高校、堀之内高校だけでなく地元から市外の高校に通う子も入れていただきたい。自立支援協議会として障害者への配慮について要望書を提出してある。当事者から直接意見を聞く場所も設けてほしい。その他として、既存庁舎がどうなっていくのか。高齢化する中で一番気になるところはそこだと思う。守門・入広瀬地区の件について、北部振興事務所の前向きな意見を聞きありがたいと思う。今後も地域の意見を積極的に取り入れてもらいたい。行政としての考えと市民からの意見と議会からの意見がそれぞればらばらのような気がしているなどの意見等をいただいたことを報告させていただきます。なお、本日の守門地区を皮切りに来週月曜日まで、市内6会場において市民対話集会を予定しています。この基本計画改訂の説明をし、意見を伺うこととしています。いただきました意見につきましては、このワークショップメンバーへの経過説明会分も含め、まとめて報告させていただく予定としています。

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員　私のほうから2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。まず、先般行われた2月11日土曜日の件なんですけれども、この会は傍聴者等の受け入れがあったのかどうか。会議は公開されたものなのか、非公開のものなのかお伺いします。

堀沢財政課長　この説明会におきましては、ワークショップとは別のものと捉え、傍聴はとっておりません。

本田委員　別のものというのは、どういうものなんですか。それを教えていただきたいと思っています。

堀沢財政課長　ワークショップそのものではなく、ワークショップメンバーへの改訂案の説明会という形で行わせていただいております。

本田委員　もう一点お伺いしたいんですが、今後の予定というところでありまして。ワークショップの皆さん、基本計画の変更もあり今ほど課長の説明を聞いておりましたも大分リセットされているところもあるのかなとお見受けしまして、また今後何回か集まる必要もあるかと思うんですが、今後の予定のスケジュールをお伺いいたします。

堀沢財政課長　今後の日程は確定しておりませんが、現在進めております設計者の確定図面ではございませんが、今までは1万平米で考えておりましたが今後7,000平米となることによりまして、ある程度のイメージができあがった時点で次のワークショップを開催していきたいと考えております。その後につきましては、同一メンバーによって行うワークショップが何回開催されるかは、今後考えていきたいと思っております。

本田委員　お願いということで受け止めてもらえれば結構です。日程わかり次第またお知らせをお願いしたいと思いますし、なるたけ別の会合ではなくて公開型でお願いしたいと思います。

っています。

遠藤委員 ワークショップメンバー、計画案が改訂ということで、その説明会を行ったということでもあります。いろいろな意見が出ているということは、今、堀沢課長の報告の中でお見受けできますけれども、特に教育委員会関係の堀之内庁舎への残留といいますか、残りという点では、経費面も含めて何とか計画どおり一本化を目指してもらいたいという意見もあったわけでありまして、そういった意見をどのような重みで捉えて今後この報告会に臨むのか、それもあわせてまた違う角度での市民の声もあわせて盛り込み直して検討するのか、その辺は順序的にはどうなりますか。

佐藤市長 今ほど遠藤委員からもお話がありました教育委員会の件につきましては、前回もお話をさせていただきましたが、地域の方々としっかり協議していくということで、それが整っているにもかかわらず動き出さないというわけにはいきませんので、それまでにきちんと方向性が出ればそのように対応したいと思いますし、並行してやっていけないといけない部分だと思いますので、そこは先般のワークショップの方々への説明もそういう形でさせていただいておりますので、あまりロスがないようにということを求められておりますので、そのように進めてはいきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

遠藤委員 ワークショップのメンバーからも既存庁舎のあり方についても同じメンバーでワークショップをやるべきだというような意見もあったと報告が今ありましたけれども、やはり堀之内地区におきましては、大字堀之内区あるいは商工会関係者で空き庁舎の勉強会を始めようという段取りまで来ていた段階もありますし、誰が先頭を切るかという部分で今協議をしていた部分で教育委員会を残すというようなお話だったものですから、若干戸惑いがある関係者もおります。そういった中で、空き庁舎についてもワークショップ等を与えていただける時間があるならば、やはりワークショップメンバー以外にも、違う地域性も兼ね備えた中で地元がいかに有効利用できるかというようなワークショップのあり方も検討していただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

佐藤市長 今後のワークショップのあり方なんですけど、今ワークショップの皆様方に全ての庁舎の将来のあり方を検討していただくということではなくて、今のワークショップの委員の皆さん方にもそういう部分で関心を持って議論していただくと。ただ、今の現庁舎のあり方については、やっぱりおっしゃるとおり地域の皆さん方との対話がないと、そこをまたしっかりと検討していただかないと空洞地帯になってしまう可能性も出ますので、そういったことでその地域の団体あるいは市民の皆さん方から協議をいただく中で、ワークショップでもあり方も考えていこうということでもありますので、両面で進めていけばよりよい結果になってくるんじゃないかと思っておりますので、そのようにお願いします。

遠藤委員 いろいろな総合計画あるいは行政計画の中でも立地適正化計画ということの中では、堀之内も2大拠点の1つ、中央区ということで位置づけられております。やっぱり地域の商工関係者あるいは区、コミ協の関係も何とかこの地域を自立したものにしていこうと勉強会をしようという取り組みが始まっておりますので、ぜひその辺は寛容な立場で理解をいただいて、何とかそういった堀之内でもしっかりとしたワークショップが開けるよう、またご支援をいただきたいと思っておりますが、その辺について1点お答えをいただきたいと思っております。

佐藤市長 おっしゃるとおりまず市民ありきの政治だと思いますので、市民の気持ちがない

中で進めていけば、やっぱりよい地域はできあがらないと感じておりますので、まずはその地域の皆さん方がしっかりとそれぞれの課題を考えていただいて行政はお手伝いしていくという形で進めていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岡部委員　今ワークショップのあり方ということでいろいろ話が出ていますけれども、12月で最終的な結論を出して、29年に入ったらもうこの計画を進めていくということで、随分遅れてきているわけですね。で、最後が決まっているわけなんで、そういう中でワークショップのあり方をもう一度明確にして、今のメンバーですと行くのか、さっき意見が出たほかの若い人も入れたほうがいいのかというのがありますので、せっかく出た意見を取り入れて新しいメンバーも加えてやるのか、スケジュール的にいつごろまでにワークショップの結論を出していくんだというのが見えてこない、何かこうずるずる行きそうな気がするんですけども、その辺ももう少し明確にお答えいただきたいと思ひます。

佐藤市長　メンバーのシャッフルは原則的にはやらないということで、話があったのは、高校生から3年生が卒業しちゃうとこの地域いなくなるということで、私たちの後にこの地域の方で堀之内・小出高校だけじゃなくて小千谷、六日町、長岡へ行っている方もここに居住している高校生の後輩たちにバトンを渡したいのではという話でありました。そういった意味で、高校を卒業して3月以降出てしまうと、それ以降のこういうかわりができなくなるということで、若い後輩たちにバトンを渡したいという話がありました。その時期、回数であります、3月中にはワークショップを全て終わらせたいというのが私の考え方です。そうしないと、基本設計自体がおくれてくるわけでありまして、並行してやりながらまとめ上げていきたいと、加速してやっていきたいと思ひしております。ただ、実施設計それから建設工事でもシンプルになることによって期間も短縮してくるということにもなりますので、最後が決まっている事業でありますのでしっかりとその辺は工程表を組みながら進めていきたいと思ひしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

岡部委員　若い人がいなくなるのが現実なんですけれども、やはりここに残ってもらうためにもそこに参画していろんな意見を言ったのが実現すると、この地域にまた長く住みたいという気にもなると思ひますので、ぜひそういう意見を入れて、できるだけそういう人からも入ってもらうように考えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

佐藤市長　おっしゃるとおりであります。その質問をされた高校生に対しても、都会に行ってもあなたのふるさととはここなんだからいつでも帰ってきてこういうことに参画して、地域のことにかわっていただきたいという話はしておきました。その子は長崎の大学に行くということで簡単に帰ってこれるような状態じゃないんだねと言いながら、そういう話もちよっとさせていただきましたが、いずれにしても若い世代がこの地域で生活できる、また、生活したいと思えるような地域になっていただきたいと。そのためには皆さん方からちゃんと地域を思っていただけのためのワークショップ、1つであるよという話もおきましたので、そういった目線でもこれからも取り組んでいきたいと思ひしております。

渡辺委員　今までの説明を聞かせていただいた中で少し確認させていただきたいんですが、まずこのたびワークショップのメンバーに行った11日の会というのは、市長の考え方ですとかそういったことをワークショップのメンバーに説明する機会を持ったということ

だというふうに思うんですけれども、そのような位置づけで今回開催されたのでしょうか。

佐藤市長　　まず基本的に設計が一部変わるということでありますので、大きさが変わる、それから収容人員が変わる、デザインも変わるという基本的な部分を説明して理解をいただかないと、この後のワークショップができないということで、まずは変更部分を説明させていただく会を開いたということであります。その中でいろいろ話をいただきましたが、やっと形の姿が見えた。ワークショップをやっている途中で福祉センター機能を持つてくるという唐突もない話が出てきたということも含めて、やっとこれからわだかまりを持っていた部分がすっきりしたというような話も出てきたりしております。私としてはワークショップの1つではなく、ワークショップの委員に対してまず変更する部分をしっかりと受け止めていただいて、これからの議論をしていただきたいということで会を開かせていただきました。

渡辺委員　　今ほど少し市長のほうから感触的なこともお話を伺いました。先ほど来、今回公開でなくてということだったので、今までのワークショップという位置づけではなく、まず市民説明会に臨む前にこれまでワークショップのメンバーの皆さん方が積み上げてきたものに対しての市長としての説明と、そしてまた市長の説明に対する意見交換の場であったというふうに理解させていただきます。公開ではなかったんですけれども、メンバーの方にそういう会があったみたいだけれどどうでしたかというふうにちょっと質問させていただいたところ、今ほど市長がおっしゃったとおり非常に市長の答えが明確だったので、これまで自分がワークショップに出ながらもやもやしていたり、自分たちが言った意見がなかなかワークショップの中で反映していくという感覚がなかった中で、非常に今回はある意味市長からきちんとした答弁が出てきたというか説明があったので、すっきりしたというようなことを、私のお友達は、友達というかメンバーは言っていましたので、そういう中で、その方はそういうようなことを言っていました。市長としては、今回説明したり意見交換する中で、ワークショップの皆さんの感覚ですとか今後に対する、何て言ったらいいでしょうかね、肌で感じたものってあると思うんですけれども、そのあたりはどのように市長は感じましたか。

佐藤市長　　いろいろなご意見をいただいて、具体的な意見もある中でしっかりと受け止めていく必要がある部分もありますし、また、整理をしていかなきゃならない部分もあると思いますけれども、きょうから始まる市民との対話集会も同じく庁舎に対する思いがいろんな面で出てくると思いますので、そこらをしっかりと受け止めながら整理をして取り組んでいきたいとは思っております。ワークショップの方々は5回連続でやっているわけですので、それがなかなか実現性のないような話、夢物語のような話もしてきた。だけど、姿が見えないとなかなか具体的ににならないという話も終わってから若干する委員の方もありましたけれども、実際はワークショップの委員の皆さん方だけではなくて、市民の思いがやはり届くような、そういう庁舎の建設にもっていかなきゃいけないとは思っていますので、これからのきょうからスタートする市民説明会がどういう形になるか、この変更部分も含めてですね、改めて市民から声をしっかりと聞かせてもらおうということで取り組ませていただきます。どういう意見が出てくるか期待もしながら不安を感じながら進めていきたいと思いますが、これからのあり方を市民とともに作り上げていくという理念で進めていきたいなど、こんなふうに思っております。

渡辺委員　　今、市長がおっしゃったようなことをワークショップのメンバーも望んでいるんだというような雰囲気のことを聞かせていただいて、ワークショップのメンバーだけでなく、先ほど来、空き庁舎のことも考えるのであれば、各地域からの代表だとかいろんな方の意見を聞くべきだという意見も恐らくその中に出てきているのではないかというふうに聞かせていただきました。先ほどの日程の中で、3月でワークショップを終わらせたいというお話だったと思うんですけど、その話と、もう一つは継続してという話があるんですけど、そのあたりの整合性というか、ちょっとよくわからなかったのもう一度市長の考えをお聞かせください。

佐藤市長　　ワークショップは、建設までのプロセスの中で市民の意見を取り込もうということですが、建設をしてからその後の利用も含めて、投げ捨ててではなくてかかわっていただきたいという話はこの間させていただきました。というのは、やはり自分たちが思いを入れて箱物をつくっていくわけですから、その思いを投げ捨てて自分たちも使わなくなるのではなくて、自分たちの思いがここに収まっているんだよというようなことでかかわっていただきたいという、これからもそういった意味で今度は利用の仕方も含めてかわりを持っていただければありがたいなという話はさせていただきました。それが、市民が集う庁舎のあり方だと私は思っていますので、私たちが寄ってできた庁舎だよ、あとは庁舎に一度も行くことがなかったなんていうことではなくて、これからの使い勝手も含めていろんなご意見をちょうだいするメンバーの1人としていただきたい、かかわっていただきたいという話をさせていただきましたので、そういった意味でこれからも、ワークショップとしては残らないかもわからないけれども庁舎を今度は維持管理するアドバイザー的な面で市民の皆さん方からかかわっていただきたいと。アドバイザーという言葉はいいか悪いかは別にして、市民がみんなでかかわっていただきたい庁舎にもっていきたいなという思いで話はさせていただきました。

渡辺委員　　最後というかそのあたりをきちんと聞いたかったんですけど、要は、今のワークショップのメンバーで開催を予定するのは、もう3月までの間のメンバーで一応終わらせて今度設計の段階に入って、次の段階に行ったときには、そのワークショップのメンバーも含めてまた新たにかかわってもらようなメンバーを今度またいろんな意味で、どういうふうな形になるかわからないけれどもつくり上げていながら、新しい庁舎に向かって市民がかかわっていくことをしていきたいというような感じですか。

佐藤市長　　今のワークショップは、7回のワークショップを予定しているわけですので、その成果が出れば一旦は終わりという形になりますが、ただそこには先ほども遠藤委員から話があったこれからの庁舎のあり方の市民との検討する部分と含めて、そういう人たちがその部分も検討していこうということになる場合もあるわけですよ。そうした場合に、永劫そのままそっくり引き継ぐということはできないでしょうけれども、やっぱり庁舎を思う人たちがまた集まってグループワーキングしていくということは可能だと思っていますので、そういったかかわりを持っていただきたいということでもあります。ワークショップの委員会としては、7回のワークショップをやるという前提でやっていますから、そこで一旦は切れるんでしょうけど、その後のかかわり方を含めて庁舎の建設に向けていろいろご意見をいただける、そういう立場になっていただきたいと。市民として発言していただけるようになってもらいたいという話はさせていただきました。

遠藤委員 基本的な部分で確認をさせていただきます。当然基本計画が策定されまして、それに向けたワークショップということで、7回の予定で始まったワークショップでありますけれども、今度は改訂ということで違う角度で検証というのは、説明が行われたということでもありますけれども、あわせて基本設計的な部分が姿を見え出しているということであり、ワークショップの委員からのお話だと、当然市民が集うスペースもあり気で相談してきた部分をよく理解してもらいたいという報告もあったということですが、それらのワークショップの意見、そしてこれから始まる地域説明会での意見等で、市民の集うスペースはやっぱりもう少し広いほうがいいとか、先ほど市長も市民がどう集えるか、市民の声を聞いていきたいということの中で、面積的に千いくつあったのが200になって、何分の1の計画になったわけなんですけれども、その分は市民の声を踏まえて計画が変更になるのかならないのか、基本的に市民の声をどう重く受け止めて地域説明会に臨むのか、その辺の考えがあったらお伺いします。

佐藤市長 スペースが変わる可能性があるかどうかということは、金額が変わるかどうかということにもつながるかと思うんですけれども、そこはあまり基本的な部分は変えたくないと思っています。ただ、庁舎以外のところでも、例えば緑地帯、市民が集える場所というのは確保できるだろうし、そういう利活用もできるんだろうなと思っていますので、箱物の中に全部それを取り込む必要はないんだろうと思っています。ただ、ほかのやっぱりそういう市民が集える場所というのは、じゃ周辺が全て駐車場でいいのかという話にもならないと思いますので、緑地帯を使ったり、自然空間を使ったりしながらできるところは必要だなと思っていますので、それが災害時の防災の避難場所にもなったりする部分も出てくるんだろうなと思っていますので、そういう共有スペースが活用した集える場所ということも想定できるのではないかと考えていますので、原則的には金額的にも多額の投資をしないということでおりますので、そういった目線で考えていきたいと思っています。

遠藤委員 200平米以内でできる活動あるいは屋外空間を利用した中で、庁舎施設一体としての使い方を市民に検討いただくということによろしいんですか。

佐藤市長 そのようなことで、これから質問もいろいろ出てくるでしょうけれども、対応していきたいと私もそういうふうに基本的に考えておりますし、これから設計者に対しても求めていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

大平(恭)委員 確認なんですけど、今ほど聞いていますと、非常に今回の基本計画を変えたことについて大きな異論はなく、みんな好意的に受け止めて、むしろ前向きに考えて受け止めている人もいるという印象なんですけど、主は、先ほど遠藤委員が言ったように市民活動交流スペースの部分でワークショップの議論が、僕も何回か傍聴させてもらったんですけど、主はそこにあったような気がすると思うんです。そのことについて、今回の見直しで大幅に縮小されるわけで、ここちょっと議論、お金とか今までの基本計画についての規模とかというのはあるにしても、自分たちが考えてとりまとめたことに対して非常にいかなものかという話はあるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺の全体の印象ではなくて個々に議論してきた中身について、はっきり言ってこれは違うんじゃないかというたぐいの意見というのはなかったんでしょうか。そこをちょっと確認させてもらいたいです。

佐藤市長 委員の皆さん方からは、そういう今まで私たちが議論してきたのは何だったんだ



ろうなというのは、実際感じていた人はいたみたいですよ。というのは、今の計画を変更したことによって、その反対意見ということではなくて、先ほども話をしましたけれども唐突に福祉センター機能が出てきたり、これだけのスペースがあるんだから何に使ったらいいかそれを検討しろと言われて、足湯の話が出てきてみたり、いろんなことが出てきたというような話で、ただ実現性が、そんなところが必要なのというそう思いながら何に使ったらいいのという話がいろいろ出てきたという、個別の話も若干ありましたので、やっとなすっきりしたという話をいただいた委員もおりましたので、方向性が見えてやっとなすっきりしたので、これからあと1回、2回のワークショップをしっかりとしていくというような話をしていた委員もおりましたので、途中で見えない部分があったのかなという気はしておりますが、どちらかというとな反対意見よりは好意的な意見のほうが多かったと私は認識しております。意見としてはいろいろな、先ほど話があったように個別の意見はありますけれども、全体としてはそういう反対意見ではなくて変更することによる将来が見えてきたと、これからのあり方が見えてきたというような話がありましたので報告させていただきたいと思っております。

大平(恭)委員　もう一点なんですけど、先ほど来、市民ワークショップが3月には終わるということで、それ以降の話が若干出ていたと思うんですけど、どうもちょっとあいまいな部分があるので、大事な事業ですのであいまいという形ではなくて、今からどのように枠組みをつくってやるのか、そして形をどういうふうにするのか、あるいは期限をどの程度に考えているのか、今後の庁舎の具体的なレイアウトあるいは周辺環境の整備についても住民の意見を入れるということであれば、私は説明会をした、あるいはワークショップで意見を聞いた、そこで大まかな意見が出たので終わりということではなくて、やっぱりアドバイスの話などをさっきされましたが、私は仕切り直しでもう一回別な形で組織を検討して、その中で具体的にさまざまなことについて議論していくというのは、市民レベルで議論していくというのは非常に大事なことだと思うんですけど、そこら辺の考えというのは再度聞きますが、ありますか。

佐藤市長　改めて仕切り直しをしてこれからスタートするつもりはありません。今のワークショップの委員の皆さん方もこれまで検討していた中で自分たちの思いを、形は変わっても、検討してきた中身の形状は変わっても、思いはちゃんとしっかり持っているんだろうなと思っていますので、改めて仕切り直しをして、委員を選任して、これから改めてワークショップをまた始めるということは逆に無駄な話だと思いますので、そこまでするつもりもありませんし、今の委員で私は十分だと思います。またしっかりと今の庁舎の計画も方向性を持って市民説明会に臨みますし、市民に対する新年度に入ってから対話集会もやっていく予定でありますので、これからのかわり方としては、また新たに市民の皆さん方と協議しながら進めていけばいい話だと思いますが、ワークショップ自体は1つのプロジェクトに対して市民の意見を取り込もうという形でやっているわけですから、ここに来て今までのものを捨てて再度進めるという話になると、逆に行政としては逆効果になると思いますので、それはご理解いただきたいなと思っています。

大平(恭)委員　私が言ったのは、3月で一旦市民ワークショップを終わりますねと。その後について、それらを踏まえて次の段階で新たな組織づくりをして、その中でいろいろな庁舎再編もあるでしょう。あるいは庁舎建設の基本的なスペースだとか、いろんな利用だと

か、さまざま出てくる問題があると思うんですね。それを次の段階として市民レベルで考える、あるいはそれらを共有する場をつくるべきではないかという話なんですよね。今までの議論を全部投げ捨てるという話ではないので、そこら辺をつくる気持ちがあるかどうかというのを聞いたんです。

佐藤市長 現行のワークショップのような委員会ができるかどうかというのはわかりませんが、そういうグループが議論できる場所というのは提供していきたいなと思っております。ただ、組織として、形としてそういう組織体をつくらうということではなくて、市民が誰でもフリー参加みたいな形で集って皆さんで考えていけるようなフリースペースはつくっていかうかなとは思っておりますので、そうしないとなかなかこれからの使い方の部分を含めて市民の意見を取り込んでいくということにつながっていかないと思いますので、そういったグループワーキングができる環境づくりはしていきたいと思っています。

佐藤(肇)委員 今ほどいろいろワークショップのその後ということで市長から説明をいただいておりますが、私は、やはり今回ワークショップというのは基本設計をつくるに当たっての考え方をまとめていただくという、そのワークショップであったというのは確かにそのとおりだと思いますし、それで一旦3月末で終わらして、その結果を示していただくという。それによって、すり合わせによって基本設計があがってくるということで、それはいいんですが、実際はそれから今度実施設計に入ります。当然庁舎の本体だけではなくて外構だとか駐車場だとかアクセスだとか、また、それにかかわる今回もお話がありましたけれども旧庁舎の関係はどうしていくんだというもろもろの関係について、やはり検討を継続していかなければならないんじゃないかなというふうに思うんですが、メンバーはかわるにしても一旦設計に対してはこれで終わったんだけど、じゃどうやって使っていくんだ、どうやってこれからその辺を生かしていくんだというようなことについては、もっともっとまだ市民の意見を取り入れていかなければならない場が要るんじゃないかというふうに考えるんです。今回それで一旦終わりにしますというのはいいんですが、改めて私はこれからの庁舎の活用等を含めての検討を継続していくような形、手挙げ方式でも構わないと思いますが、市民を募って継続的にというか定期的にそういった会議で現状の進捗状況等を含めての情報提供をしながら意見を聞いてくるというようなやり方というのが必要だと思います。その辺について、市長、お願いをしたいと思います。

佐藤市長 先ほど来、同じような話になると思うんですが、必要性は感じております。現有庁舎、公共施設といわれる部分を、これからの将来の公共施設、今の現庁舎だけではなくて公共施設全般あるいはほかの施設関係のあり方、それから庁舎のこれからの利活用等も含めて検討していただく市民レベルのそういう部分は必要かなと思っていますが、どういうくくりで募集したらいいのか、あるいは組織形態をもっていったらいいのかというのは、今の段階でまだお示しをする部分がありませんので、これから新年度に入ってその部分を詰めて本当に検討といたしますか、皆さんで考えていただく部分がどの部分なのかということも含めて示しながら進めていかなきゃならないと思っていますので、そういう組織体という形になるのかどうなのかわかりませんが、そういうことも含めこれから考えていきたいなと思っています。

佐藤(肇)委員 それともう一点なんです、基本設計が完了して、それを実施設計に移すわけです。細部、細かいところの今度数字が入ったものが出てくることになるんですが、そ

れこそこれは専門の設計士が入っての設計になるわけですので、ただそれを使う市民として感覚的な部分の意見というのは、これもやはり必要なんじゃないかなと思います。どうしても、もうちょっと廊下が広いほうがいいんじゃないのとか、もうちょっと階段を緩くしてくださいとか、そういう部分というのは意見的には出てくるんじゃないか、具体的なものが。そういったのをやはり実施設計のほうにできる部分は反映していただきたいなど。それがやはり細かい意見、限りがないのではないかとは思いますが、そういう意見を言える場というところというのが、何か今の話ですと具体的な部分がまだつかめていないということなんですけれども、ぜひ年度内にその辺検討していただいて、新年度4月からはこういう形で意見を聞く形をとっていくみたいなのを表明していけるように希望したいわけなんです、いかがでしょうか。

佐藤市長 準備を整えばそういう形にさせていただきたいと思いますが、年度内にそういう方向性が出ればお示しをして、皆さん方からまたご議論いただきたいなと思ってはいますが、いずれにしてもそれに間に合うかどうかという確約もできませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

星委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 報告については以上といたします。

本日は、2月2日の委員会に引き続き魚沼市庁舎再編基本計画改訂(案)について質疑等を行います。執行部が本日より27日まで市内6地区を回り市民対話集会を開催する予定となっておりますので、時間のない中、市民対話集会前の開催とさせていただいたものであります。前回の委員会での主な重要項目を確認させていただきます。1点目、教育委員会は分庁舎方式ではなくて、当分の間は現在のままとし市民の合意を得られた中で将来的には一本化に持っていきたいとのこと。2点目、設計委託料は、実施設計の段階で変更する予定であること。3点目、教育委員会の問題も含めて市民との対話の中での結果を受け、内容を精査して(案)をとらせていただくこと。このほか細かい点は、まだいくつかあったと記憶していますが、特に質疑等が集中していた項目について挙げさせていただきました。これらを念頭に質疑応答をお願いいたします。それでは、まず執行部より補足の説明がありましたら発言を求めます。

堀沢財政課長 それでは、前回の特別委員会の場でお話しさせていただきました改訂の部分ではありますが、2点ほど修正して今回ワークショップのメンバーへの説明を行っておりますし、本日から始まる対話集会につきましても、委員の皆さんからいただいた意見で議員図書室の部分につきましては、改訂前に戻っております。削除としていた部分につきまして、戻って議員図書室という文字がそのまま改正ではないということが出ております。もう一点については、付属資料で建設候補地に金額が資料の部分ですので、もう終わった部分ではありますが、金額も出ていることからわかりづらいということでありましたので、付属資料の下に建設候補地選定に関する資料というふうに明記させていただいたと。内容につきましても、そういう形で市民の対話集会に向かって行くという形になります。

星委員長 ただいまの説明に質疑等はありませんか。

遠藤委員 説明会に出るということで、これがきょう21日からということでもあります。私も全議員委員会の庁舎再編整備特別委員会でもありますけれども、大前提にしていた部分の一本化という部分と、教育委員会も含めて7,000平米で決議をされてる部分。基本計画ののっかってこの2年間審議してきたことが改訂されてるわけでありますので、委員会とし

てこの説明会、この資料できちんと臨んでいいのかどうかということも含めて、入口の部分を一度、市長は交代されたわけでありますので市長の考えによって面積がかわったりするのはいたし方ないにしても、委員会としてはこれまで決議してきた部分や一本化に向けて取り組んできた部分、これをそのままにして説明会に出られるというのは非常に委員会とすれば残念なはずなんです。それをやっぱり委員の意思を確認をして、説明会に出るにしてもどういった形が出るのか。(案)をとるにしても進捗状況だとか、丁寧さですとか、そういったこともきちんときょうは議論をして、それを踏まえて説明会に出ていただきたいと、私は思います。委員長の進行のほうお願いしたいと思います。

星委員長 一本化と教育委員会の問題だと思いますので、そのような方向に持っていきたいと思っておりますので、みなさんからご審議をお願いしたいと思います。

関矢委員 いまの遠藤委員の意見なんですけれども、ま、きょうこれから説明会に出るわけです。これは執行部側が改訂をして、住民に対話集会を開いて、またその後検討するって言うてるんで、このやっぱり改訂版はそのまま持つて出るべきです。我々議会もそれを聞いた中でその後のことは議論すればいい、私はそう思います。

星委員長 遠藤委員、関矢委員からそれぞれ発言がありました。質疑をお願いし、その後また皆さんから審議いただくという進行にさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

遠藤委員 今ちょっと誤解があったようなので、これ持つて出て悪いということではなくて、委員会とすればそういった方向で議論してきたことについて、それを踏まえて説明会に出てもらいたいということと、きょうはこの2年間、基本計画にのっとって7,000平米という議決をされてるということも執行部ときちんとお話をするという委員会の気概と言いますか、これまでの取り組みを執行部にも理解をいただくというような、そういったきちんとした討論の時間にしていただかないと、それ踏まえてやっぱり説明会に出るのが、説明会に出て悪いということではありませんので、その辺をご理解いただきたいと思います。

佐藤市長 今遠藤委員からもお話ありましたが、これからの市民への対話集会でありますが、基本的にはこれまで何十回も重ね特別委員会でご議論いただいてきた部分はきちんと市民に説明させていただいて、教育委員会の話も一本化をしないということではなくて、将来的には一本化していかなきゃいけない部分だろうと思っておりますが、その今までの前回は話をさせていただきました、堀之内での今のあり方を含めてこれから検討をしながら並行して進めていくという中で、職員数も人数的にも減ってきておりますので、十分その部分は収められる、それが加速すれば一気に進むという形になりますけれども、職員に退職を促していくということでもありませんので、段階的に定員適正化計画の中でさらに減少させていくという部分を含めてこれからの庁舎の中に入る職員の数が決まってくると。北部振興事務所地域の充実も含めて整理をしていかなきゃならない部分もありますので、私は十分可能だと思っておりますが、今のこの計画をつくる段階にはどうしても今のキャパでいきますから無理なところも出てくると。それは段階的に進めてくということと、庁舎再編整備特別委員会のほうでこれまでご議論いただいて、それから7,000平米という決議もしてるということでもありますので、そこも含めて市民には説明をして理解をいただいてこれからの庁舎のあり方を一緒になって考えていこうという説明会にしていききたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

星委員長　先ほどの確認事項をもとに皆さんから質疑をいただき、その後遠藤委員から発言ありましたように委員会としての考え方等を協議したいと思いますがよろしいでしょうか。(異議なし)では、ほかに質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員　今回の改訂の1番かわったところは床面積を7,000平米以内にしたいという考え方なのですが、これに以前の1万平米のときにはやはりかなり余裕ということがあり、その中の居室等の重ね使いというような部分についてはあまり触れられてなかったと思っております。今回この7,000平米という数字を出した中にはやはり有効活用という部分を含めて居室のそれぞれの会議室だとかそういった部分含めて重ね使いをし、夜、空いてるのであれば市民に開放できるだとか、そういった方向をこの計画の中に盛り込んでいただきたいなとは思いますが、その辺について市長の考えをお伺いさせていただきます。

佐藤市長　重ね使いについては皆さんが議会で7,000平米でいいという議決をした中には、恐らくそういう発想で出てきた数字なんだろうなと思ってますので、同じ一つの部屋をシェアしあうという部分はこれからしていかないといけないなと思っております。例えば災害時の防災対策室は議場でいいとか、あるいはどここの部屋でいいとかというそういう重ね使いはやっぱりこれから求めていけば効率的に出てくるだろうなと思ってますので、特別委員会でご意見いただいてその平米数を、皆さん方が考えてきた部分をまたご意見頂戴しながら考えていきたいなと思ってますので、私の考え方も今の佐藤委員と同じような発想で物事進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

佐藤(肇)委員　それはそういうことで市長から明確に答弁いただいているんですが、書き物としてこの計画の中にはそういうのが全然のっかってないわけなんです。実は1万平米がいかって、議会としてもその7,000平米という数字を一旦出してるわけです。それが先ほど市長が言われたような、それこそ執務室を限度だから職員をこれだけ入れられないから教育委員会を残すというような話ではなく、全てを盛り込んだ中で7,000平米でいけるんじゃないかと、当然その中では相当な部分の重ね使いも出てくるという考え方の中で、そういったのを議会では出してる。です。ですので市長とは少し数字の捉え方が違う。要は全てを一つ並びにしてこれだけですよということではない考え方というのを、やはりここに少し入れてっていただきたい。当然物理的にこのほうが業務がスムーズにいくとかいろんな考え方はほかにもあると思います。ですので、そういったものについては明確な理由づけをしていただいて、教育委員会はここに残すんだということであれば、それはそれで市長の考え方ですので私はとやかく言いませんけども、この庁舎の7,000平米という数字の中にはそういった部分も議会全体の考え方の中では相当あったんじゃないかなというふうに思います。ですので、議会の意見で7,000平米にあわせたわけではないということ。最初に市長はおっしゃられましたけれども、やはりこれは我々としてはその辺の考え方があったんだということは市長にもくんでいただきたい。そして、この市民説明会に持っていく資料にもそういった部分は若干でも触れていただきたいというのが私の意見なんです。いかがでしょうか。

佐藤市長　十分趣旨はご理解いたしましたので、市民説明会に当たってはそういう方向でいきたいと思いますが、ただ教育委員会をここに残すんだという話は、先ほども申しましたがずっと残すということはないんです。ですから、今計画の中から落としてありますけども、これ方向性は遠藤委員からも発言がありましたように、そのときお答えさせていただ

きましたが、方向性がしっかりできればその中に盛り込んでいくということなんで、ただいろんな機能を持たせるという文言になってる部分がありますので、じゃ、これはどこの部屋を使うのかとって今ここで限定する必要は全くないと私は思うんです。そういう機能を庁舎の中に持っていくということで計画というのはできあがってるものだと思ってますので、これからその使い勝手だとかというのは検討していく必要もあるだろうし、皆さん方のご意見を頂戴しながらあり方を探していけばいいと思ってますので、ただ、市民説明会に当たってのそういう機能的な部分を含めて今ほど佐藤委員がおっしゃられたことを含めて、市民説明会に臨んでいきたいなと思っております。

森山委員 前日も申し上げましたが、教育委員会を堀之内庁舎に当面の間残すというお話ですが、きょうから始まる市民説明会にはそのような資料をお持ちになるのか。我々に配られた魚沼市庁舎再編基本計画(案)29年1月改訂というこれを多分持っていくとは思いますが、この1ページに行政サービスをワンストップで提供する庁舎という、これ大前提で、基本理念で入ってるんです。11ページには新庁舎に配置する部署、これに教育委員会が入っていないと。今、教育委員会はゼロ歳児からずっと教育委員会の所管で子ども課等も入ってるわけです。そうした場合にどう考えてもこのワンストップで提供する庁舎をつくるという基本理念と、教育委員会を堀之内に残すという話は整合性がとれないんです、どうひっくり返しても。ですから、仮に教育委員会を堀之内庁舎に残した場合、どういう形でこのワンストップサービスを提供するのか。明確な答弁がないとこの(案)ではなかなか我々はこれを持って市民説明会に出ていただくのは理解できないと。やはり新庁舎に配置する部署にあくまでも教育委員会を入れて、この前も申し上げましたがそういったワンストップを目指して7,000平米で設計していった中で、どうにもこうにも入らないから当分の間教育委員会を堀之内庁舎に残したいという流れであれば納得できるんですが、ワンストップをうたいながらも教育委員会を外してしまうという話は、この改訂(案)は我々の今までの議論から言うとなんでもないが、これを持って説明会をしていただくというのは承服できない部分ですがいかがですか。

佐藤市長 たしかにおっしゃることの整合性も私は考えております。ただ、先ほど来私のほうから話をさせていただいてますが、ずっと残すという話は議論はしてないんです、ですので、構想、位置づけ的に基本計画にはこういう表現をしておかないといけないわけです。ただ、一覧表の中で教育委員会が削除になると。それは、今現在その建物建ててすぐにその状況が今の段階できないという判断の中でそういう表記をしたということでありますので、そこは理解をいただかないとこれから進まない話ですし、遠藤委員からも話あったときに話させていただきましたが、この31年度までに議論が、整合性が図れれば堀之内の地域の皆さん方としっかりと対話ができ図れれば、またそれを変更して組み込むことは可能だと思ってますので、そこはやはり議員の皆さん方からも理解いただかないと、これから進まない話ですので森山委員からもそのように理解いただきたいと、皆さん方からもこの計画自体の本則の部分についてはかわってませんのでご理解をいただきたいと思えます。

森山委員 我々が理解するとかしないという問題ではないんです。今までの庁舎再編整備特別委員会では一本化する、ワンストップサービスするために1万平米という前市長のお考えのもとで進んできたわけです。今の佐藤市長になりましてコンパクトでやりましょう、そ

れはいいです、30億円程度に収めましょう、これはいいです。ただ、いきなり堀之内庁舎に教育委員会残して、人数が減ったらそのうち入れるからというような話では、今までの基本計画、基本理念と全く違う話なんです。ですので、逆に我々のいってる方向に、執行部があわせていただかないとこれはまずい話なんです。我々は絶対教育委員会を堀之内庁舎に残しちゃいけないという話をしてるわけではないんです。さっき佐藤委員も言いましたように、なんとか工夫して入れる努力をして最後までどうしてもだめなんだと、これじゃとてもじゃないが行政サービスがうまくいかないんだと、そういう段階になって残す方向で皆さん納得していただけませんかという話であれば、我々としても納得せざる得なくなります。たった今の話は、市長が選挙戦で堀之内地域で対話集会をしたらそういう声が出たと、残してほしいという声が出たと、だから残すんだと。7,000平米にするにはそのほうが都合もいいと、こんな話ではこの改訂(案)を説明会に持って行っていいですよというわけには議会としてはいかないという話をしてるんです。いかがですか。

佐藤市長 森山委員の話も十分わかりました。その辺はちゃんとした形で市民説明会で対応していきたいと思えますし、皆さん方がこれまで議論してきたことをないがしろにして説明会に臨もうとは思っておりませんので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。それから、唐突に堀之内のほうで出てきた話ではなくて、堀之内地域の皆さん方のその思いが、非常に地域の皆さん方多くありました。4カ所、5カ所対話集会させていただきましたが、ほとんどの地域からそういう話が出てきておりますので、その地域の皆さん方の意思をくむというのも一つ必要だと思いますので、こういう表記にさせていただきましたが、実際はその31年度までに遠藤委員のおっしゃるように、遠藤委員も一生懸命堀之内地域でそういう活動しておりますのでまとめればちゃんとした形に持っていきたいなと思っておりますので、そこは協働しながら情報をやりとりしながら臨んでいかなければ市民のほうは迷惑するばかりだと思いますので、その辺はしっかりと整合性図るような形で持っていきたいなと思えます。

星委員長 しばらくの間、休憩します

休 憩 (11:05)

再 開 (11:14)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

岩井委員 私はどうしても性格上今までの過去の議論の中で納得できないところがありますので、それは今の市長もそういう性格ではないかと思えますので、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。まず私が聞きたいのは要項違反の問題であります。この要項違反は我々も議会で決議を出しまして、議会としての答えを出したというのは前市長から始まった議論ですが、今の市長もご理解いただいていると思えます。その点でまず要項違反があったというのは、これは間違いのないというふうに認めてるところであります。たしか市長はこの要項違反、不備があったということは市長選の討論会のときでも、ちゃんとやってきた問題だと思います。私は要項違反があったのであれば、もちろん当局側にも瑕疵があったのは認めますけれども、要項違反があったから当局側の担当者はそれなりの処

分を受けたと。ところが、設計者に対しては何の処分もされてないというのが事実だと思います。その辺の市長の意見を聞きたいと思います。

佐藤市長　設計者に対して当局が処分するってことは、法律上も難しい話だと思ってます。ただ、それは社内規定みたいなのでその担当を処分することはあったとしても、契約の相手方が相手方を処分するというのは契約解除以外に方法はないという形になりますので、処分はできるということになると、そういう形になるんだろうなと思ってますが、ただ私も前回も話をしたとおり、契約は双方で口頭であっても契約は契約だということは民法上定められておりますので、そういった意味からすればお互いに記名捺印をすれば契約として成り立っていると。それは違反があろうがなかろうが、契約としては成立してるわけですので、そこにあとどういうふうにもその違反項目をクリアーできる部分を求めていくかということになると思いますので、その辺については前回お話をしたとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

岩井委員　市長は口癖にご理解をいただきたいと言うんですけども、全然理解できないんですが。まず契約条項の失格条項の違反というのは、設計者に与えたものです。設計者に対して失格条項があつて違反であると、要項違反であるというのが出されたわけです。ですから、この要項違反というのは決して内部の人間に要項違反があつたというのはあり得ないわけですから、これ設計者に対して要項違反があつたのであればそれなりにペナルティーは当たり前だし、本来ならば我々が決議を出した契約は無効であると、なおかつ下手すれば違約金までという内容まで書いてあるわけですから、それは当局側がきちっと言わなくてはならない問題だと思います。そしてそこに付随して当局側の例えば担当者に、こちらにも瑕疵があつたと言うのであれば、それは処分は処分で私は結構だと思います。でも、当然この要項違反というのは相手方がしたわけですから、それに対してなんの手立てもしない、契約は有効であるなんていう理屈は成り立たないと思いますが、その点どうでしょうか。

佐藤市長　契約は先ほど言いましたように、契約は相互でありますので相手方だけが100%瑕疵があつたということにはならないんだろうと思います。ただ、職員もきちっとその辺は確認をしないで、本来ならばそれを確認しなければ契約できない条項の中を確認をせずに契約をしてしまったということに対して、職員の事務的な不適切処理を認めて処分したということでもありますので、そういったことで相手方が100%ということではなくて、この契約については当事者である魚沼市もその責任はあるんだろうなと思ってます。

岩井委員　繰り返しになりますけども、こちら側は処分をした、ところが同じ要項違反、違反があつたにもかかわらず設計者には何の処分もないというこれはどういうことなんですか。

佐藤市長　私どもが相手方に対して処分するというのは、契約の変更額を変えてくか、あとはペナルティー料金を課すことができるのかということにもなると思いますので、その辺の契約条項になつてるのかどうか、今財政から説明させていただきますが、細かい条項を私も確認しておりませんが一般的な条項としては違約金条項があるのかどうかも含めて説明をさせていただきたい。

星委員長　岩井委員、資料は後ほどでよろしいでしょうか。

岩井委員　資料は届いてからにしたいと思います。恐らくこの問題は市民の方からもだいぶ



問い合わせがあったり、今回の説明会でも市長が出たときにそういう話があるんじゃないかと思います。私は結果的にこれはあくまでも要項違反だから1回白紙に戻して、もう一度きちんと入札を本来ならばやるべきだったというふうに考えます。それが当然市長が新しく変わったのでやってくれるもんだというふうに期待してたんですが、残念ながらそういう方向にはいかなくて、今こういう事態になってるのが現実だと思います。こういったことをきちんとやらないと、市民からの不信などもきますのでその点は本当にこれからは改めてもらいたいということを申し上げたいと同時に、この問題はいい加減にとおり過ぎしてはならんと。先ほどから言いますが両方に瑕疵があって、片方にペナルティーを課して、もう片方にはペナルティーも何にも課さないというのは、私はあってはならないというふうに感じます。ですので、その辺をきちんと市長から認識していただいて、これからの回答に当たっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

佐藤市長 双方で瑕疵があったということで、自分のところは自分で担当した職員にそれなりの処分を至らしめたということで、処分をしたということであろうかと思っております。それ私が処分したわけじゃなくて前任者がそういったことを認識して処分をしているわけでありまして。ただ相手方に対してこちらのほうから、その瑕疵を、相手が契約条項に達していないのに契約させるような行為に至ったということであろうかと思っておりますので、それについてはしっかりとそういうことで今の委託業者に対しては向かっていきたいなと思っております。

岩井委員 私は議会の議決というのは、やはりこれも民意であるというふうに感じます。そのために、皆さんが理解をして議会の重い議決を決意したわけですから、それはしっかりとくんでいただかないと当局の考え方で最終的には決まるとというのは、それは現実かわかりませんがただ単にそういった言い訳だけで済まされる問題じゃないと思いますので、しっかりと明記していただきたいと思っております。

佐藤市長 ご指摘ありがとうございます。今の議決の部分は強制力はないとはいってもやはり議会の皆さん方の民意であると思っておりますので、その辺は十分重く受け止めて対応してまいります。

大平(恭)委員 最初に規模と金額を大幅に結果的には見直すという計画になってるわけで、この設計企業体との契約金額1億6,000万円の、契約金額そのものも大幅に見直す必要があるんじゃないかなと思うんですが、今のところそこの話は聞こえてきていません。検討しているのか、それともこのまま継続してこの契約金額でいくのか。

佐藤市長 今回の契約の内容が基本設計、実施設計の二つでありますので、この実施設計に入った段階で大まかな数字が固まっておりますので、それにあわせて契約の変更はさせていただきたいと思っております。今の契約自体が過剰だとは思ってはおりませんが、一般的には総額の5%、6%ということであれば十分可能性あると思うんですが、いずれにしても実施設計で数字が固まればそれにあわせて当然契約の変更もさせていただきたいと思っておりますし、今50億円想定しての委託契約ですので、30億円以下で設計がなされれば当然減ってくるということで考えておりますので、現段階で幾らっていうことは申し上げませんが、新年度の中でしっかりと対応していきたいと思っております。

大平(恭)委員 設計というのはマンパワーの部分、人件費の部分が圧倒的に多いというふうに見積もりなんかを見てもそうだと思うんですが、これだけ大幅な計画の変更の見直し

行われてる中で、これは大幅に切り込まないと市民に対して契約そのまま事業費だけ削減されてみたいな話はおらないかなと思うので、具体的に事業に見合ったものに整合性をとってやっていただきたいと思いますが、再度さらにお聞きしますけども岩井委員の話ではないのですが、大幅な計画の見直しということであれば、これは変更については当事者、相手方との協議で十分対応可能というふうになってるようですが、でもこれは変更というレベルというものではなくて根底から前提を変えるという話に今なってると思うんです。教育委員会の話もそうです。そういう中でこの契約を続けていくこと自体が私は無理があると思います。それは庁内と議会とのやりとりだけではなくて、対外的に募集をし、そしてプロポーザルで結果的に最終選考で選ばれたのが今の設計企業体というわけで、これ対外的に見てもやっぱり魚沼市の信用度にもつながるような問題だと思うので、これはもう一回再考していただきたいというところがあるんですが、そこら辺の考え方があるかどうか一つお伺いしたいと思います。

佐藤市長　タイムスケジュール的に見て、今ほどの質問に対してはなかなか難しいものがあると思いますし、契約条項部分の違反行為については私も十分認識しておりますので、そういったことで設計にあった委託額に変更をせざる得ないだろうなと思ってますので、いずれにしても見える形でしっかりと市民の皆さん方には示していきたいなと思っております。

大平(恭)委員　先ほど来、ワークショップの議論のときもそうだったんですけども、スケジュール的に非常にタイトな日程を繰り返しておっしゃっていますが、これは前市長からの引継ぎの事項の中で進めてきているものですけども、市長は公約を掲げて今の席にいるわけですが、この計画自体を大幅に見直していくことについてもっとしっかりと議論をするということが必要だと思うんです。議会に対しても、もちろん庁内に対しても、市民に対しても。そういう意味で足かせになっているのが合併特例債の特例期限で、これをやっぱりこれを根底から見直して例えば7,000平米、三十数億という規模であれば合併特例債に頼らなくても、これからの計画自体見直した中で積み立てを積み増すとかいう中で地に足のついた議論を今からでも私遅くないと思うんですが、そういうことも踏まえて考えていくべきじゃないかなと思うんですが、その辺検討材料にしてきたことがあるのかどうか。そこら辺ありましたら聞かせてください。

佐藤市長　その話はこれまで議会の中でも検討されてきてるんだろうなと私は思っておりますので、そこはまた振り出しに戻すという話はなかなか難しい話じゃないかなと思っております。そういったことで舵取りの変更させていただくということで、私も信任得ましたのでそういった方向で取り組みさせていただいてますが、合併特例債を使わないで一般財源あるいは基金の積み増しで全てを賄うという話も、皆さん方の中で恐らく今までも議論してきたんだろうなと思っておりますが、これが市民サービスにどう直結するか、交付税がこの後どんどん年数が経つにしたがって減ってくるということを考えると、果たして市民サービスを提供するだけの財源が確保できるかどうか、それも含めて基金のあり方も考えていかなきゃいけないということだろうと思っておりますので、この議論を振り出しに戻して有利な起債を、そこからたがを外してこれから進めるのがいいのかどうか、そういう議論をこれから進めるということはタイムスケジュール的になかなか難しいんだろうなと思っておりますので、今の現行の計画をそのまま見直しかけた段階で進めさせていただく

ということでご提案させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

大平(恭)委員 議会でも議論はずっとしてきたということではありますが、やはりこのような大規模な計画を見直すということであれば私はそこまで突っ込んで話して、検討してなるかならんかも含めて議論するということが十分検討するべきだと思っております。ちょっと前に戻りますが、この7,000平米を示していく中で市民協働スペース、それから議会の機能、防災機能、そういうのも大幅に減ということが数字の上からでは出ていますが、この基本計画では市民協働スペース、あるいは地域の交流、地域の活性化、地域づくりということが随分議会でも言われてきました。そのことについて、やっぱり大幅な見直しのこの柱のところに来てるわけで、ここの市民協働スペースのあり方についての計画の見直しというのを私は文言としても、考え方としても出すべきではないかなというふうに思います。若干の変更であればいざしらず。大幅な変更になってるわけですので、そしてワークショップの議論も1万平米という議論の中でも随分あったと思うんです。であるならば、やはり基本計画の市民の交流スペースや協働スペースのあり方について見直すべきではないかなと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

佐藤市長 共有スペースのところではありますが、機能的にはどれだけの平米数が必要なのかどうかっていう、フリースペースを多くとることがいいことではありませんで、車椅子あるいは障害者の方々が動ける動線とかそういう部分を含めて検討してく部分だと思っておりますので、それは十分この中で実現可能な設計が入ってくるんだろうなと思っておりますので、その地元の設計業者の検証も含めてされていくんだろうなと思っておりますので、皆さん方からもその辺は見守っていただきたいと思っております。

大平(恭)委員 今のことに関して新庁舎だけではなくて、ワークショップの議論でも多分あったと思いますが、子育て支援センターぱびぷ、北部公民館等も踏まえた交流スペース、活動スペースのあり方をやっぱりこの計画の中に盛り込んでも非常にいい計画に結びつくと思うんです。狭い考え方の中で、庁舎の中でどういうスペースという中で、市民活動、市民協働のスペースということだけをうたっておりますが、そうではなくて既存の施設があるわけですから、そういうところと一体となった市民の本来の地域づくりや地域の活性化の共同スペースを考えていくという文言も私は必要だと思うんです。そこら辺はどうですか。

佐藤市長 新たにそういう部分を加えていく必要はないと思っております。これは27年の12月に皆さん方にお示しされて、その中で皆さん方がご議論されてきてるはずですので、当然隣にあるぱびぷの活用だとか、そのほかの公共施設の活用については十分配慮しながらいく前提にあっての話だと思っておりますので、この中に文言として入れる必要はないんじゃないかなと思っております。

大平(栄)委員 先ほど岩井委員の質問に対して契約を解除、相手に処分の方向としてないかと言ったときに、その処分は契約解除しかない、そのように市長言われましたけれども、さっき言ったことでいいでしょうか。

佐藤市長 方法とすれば相手方に対するペナルティーというのは、今のところ契約解除以外にないと思います。ただ、その罰則規定がこちらから求めている罰則規定がないと思っておりますので、そういう要項にはなっていないと私は理解をしておりますので、そういったことで発言させていただきました。

大平(栄)委員 失格条項の中に損害賠償があるんです。まずこれが第一でこれわからんで市長今までいろいろ言ってますけども、そのとき言い訳すればそれでいいってもんじゃないけどいかがですか。

佐藤市長 契約の中身は財政課長のほうで答えられるところは答えさせていただきますが、賠償請求をする部分は制限が若干あるんじゃないかなと思ってますので、今ここでその入札の後の契約の条件の中に違反したからどうのこうのという文言がないとなかなか難しいのかなとは思ってます。その罰則規定があれば損害賠償請求ができると思うんですが、そういう部分がないとなかなか難しいんじゃないかなと思ってます。

大平(栄)委員 契約その前に違反したことについての失格条項なんです。4月21日に契約するときそれが地元の業者とのアドバイス契約をしなくちゃならんというのがしてなかったんです。それもその後すぐに契約したんだけど、9月になってからやっと決まったというか、ほかの1社が応じたということなんです。それまでの間相当な時間があったということでそれで皆さんが違反と思われて決議文で議決したと。市長はこれを強制力はないと言いますが、このままでやったときには強制力がないと言ったって、今後の市長が提案したのに予算に反対するとか何かしたときにはこれがとおらなくなりますので、あまりそのときだけ言い訳で済む問題じゃありませんので、今まで聞くところによるとどうも市長は全然契約条項、失格条項とか勉強してないで、ただ思うようにしゃべってるみたいですがその辺はどうですか。全く市長としての資格がないわけじゃないんだけど、資格としては今ありますけどもこれじゃ住民に説明できません。

佐藤市長 今の質問に対してなかなか返答しにくいところではありますが、契約自体は司法上の契約というのは成立してることを皆さん方ご理解をいただきたいと思えます。ただ、その中で損害賠償ということになると損害賠償請求ができる部分はしっかりと明記をして、そういう条項の中で動くというのが本来の原則だと思いますので、そこがまずないと双方がそういう形の取り組みできないと、どちらが瑕疵があろうとそういうことになるだろうなと思ってますので、先ほど申し上げましたように皆さん方が決議いただいた違反条項を認めているのであれば、契約解除がベターであろうということで決議をされてるということも私はご理解をしておりますが、ただ、先ほど申し上げましたように司法上の契約ということになりますと、それを解除すると逆に違約金をとられる可能性も出てくるということになります。そういうことで双方が納得するところで、これからの業務も含めて取り組むようやっていただければいいということを前提に前回も話をさせていただきましたが、その契約の執行について相手のほうにそういう旨を伝えて今業務をしていただいている段階でありますので、これからその部分がしっかりと金額が出てくれば、契約の内容変更も含めて、金額の変更を含めてやっぱりやっていく必要があるだろうなと。これについては市民にしっかりとわかるようにしていきたいなと思っております。

大平(栄)委員 要項と失格条項に損害賠償ありますけども、そうなった場合にプロポーザルで5社あったと思うんです。そのうちの1社が今契約している業者なんです。それに違反した場合には次の業者がやるということになってるんです。だから、市長は何も見えてない。さっきから言ってることがさっぱり違います。それを踏まえた上で議会でもって議決したんだから。

佐藤市長 今の大平委員のお話ですと、1番手が辞退をすれば2番手、契約違反ということ

だと思っんですけども、まず辞退をしていないということと、契約違反であるかどうかという民事的なものを含めればなかなかそこは解決しないんだろうと思っますので、考え方がちょっと、私がどれだけ理解してるかまた大平委員にしてみればまだ勉強が足りないという話になるかも知れませんが、今契約条項で必ず違反をして契約を解除できるという条項というのはかなり狭まった部分で今までの司法上の契約はなされてるんだろうなと思っますので、そういうことから考えれば契約の条件に違反したというだけでは双方がもう司法上の契約を締結をしてしまった以上は、その中で条件に違反していたという部分は双方で協議して解決すればいいということにもなりますので、これが最初に戻って契約解除が条件だという話にはならないと私は理解をしておりますので、その契約のあり方について補足があれば財政課長からしてもらいますが、私はそう認識をしておりますのでそういう発言をこれまでさせていただいております。

堀沢財政課長 委託契約条項で契約の解除ができる場合ということですが、委託業務を完了する見込みがない、目的を達することができない、またどこにでもある要項になりますけれども暴力団関係の者等が契約条項の中に入っております。

大平(栄)委員 一番大事なところが抜けてます。4月21日までに地元の業者と締結しなかった場合には、契約の失格条項になってるんです。それ言わないで、それ失格です。双方で話し合えればなんていうのは官製談合です。市長全く違う話です。契約の中身をお互い話して決めるなんて、それは議会に内容を示して何にもわからない中で決めるというのはおかしいです。幾らで受けさせるかというのもしないうちにこれから相手方と話して決めるなんてそんなことは絶対官製談合です。こっちからきちんとして議会なり、さっき大平恭児委員が言ったように、金額が決まった中で相手と話すのは随意契約の中に入ってますけども、市長も財政課長も全くわかってないです。1番大事なこと、契約は4月21日までに。要項違反です。そういうことなんです。

佐藤市長 先ほども申し上げましたが、契約当時はしっかりと告知をしない、確認をしないというそこに齟齬があったということでもありますので、そこについてはしっかりとそれぞれが認識をして市は職員の処分をしたということですし、相手に対してはどういう処分が社内的にどういう取り扱いをしたか確認はしておりますが、そういったことで取り扱わせていただいたということでもありますし、一旦契約した以上は官製談合という言葉は出てこないんです。相手方と同等になってるわけですから、官製談合ということは事前に入札を操作する目的で話し合うということが官製談合でありますので、そういうことではありませんのでその辺はまずは認識を改めていただきたいと思いますし、もう一つはその違反日以降の部分、契約を締結した以降はそれなりの努力を相手方もしてきたんだろうし、当局のほうはそれをわからないで契約した部分でありますので、その部分はしっかりと告知をしてもらった段階で表面に出てきたということでもありますので、まずその辺を大平委員は理解をしていただきたいと思います。

大平(栄)委員 私言ってるのはそうじゃなくて、今後双方で話し合って金額を決めるという、それが官製談合です。こちらできちんと計算した中で、話し合っただったらあれですけども、今言ったことだったら完全に官製談合です。今の市長のこと言ってるんです。

佐藤市長 先ほど大平恭児委員にもお話しましたが、これから実施設計に入ってやっとな金額が固まってくるわけですので、それが正規の値段であるかどうか含めて再度算定して変更

させてもらうということでもありますので、話し合っただけで決めるということではありませんので、その辺は認識が違うのかなと思いますが、契約の変更は当然あるだろうと思ってますので、その実施設計の段階で正規の形で、見える形に変更させていただくということになります。

遠藤委員　私が先ほど言って順序を改めて委員長の進行でやってきましたが、最終的にはこれを持って説明会に出るというこれについて委員会としての考え方をしっかりと統一して出てもらわないといけないというのが私の考えであります。そういう中では、これまでも委員会を数重ねてまいりましたが、身の丈議論の中から7,000平米、これはあくまでも教育委員会を入れた計画案の中での面積の決議であります。あともう一点は契約違反ではないかと思われる、この決議も当時は反対意見の中には司法に委ねないと正式な答えが出ないだろうということの中から、それでもきちんと皆さんが合意をして決議文を可決したと、この責任を持って委員会は意思決定をしてきてるわけなんです。それと基本計画が違くなっている部分、この3点を容認して例えば市民説明会に出るならば委員会の覚悟とすればこれまでまとめた決議文を取り下げて、また新しい発想から市民の声を拾うというスタンスにうつらなければ、委員会としてこれをどう認めていくのかということをしかりとこの委員会で統一してから、説明会に出てもらわなければ皆さんいい加減な気持ちで決議をしたわけじゃないと思うんです。当時すごい剣幕で契約違反だと言ってたんです。それを全然忘れて市長が変わったからそれが容認されたということであれば、決議文を取り下げて委員会としての方向を決めて、説明会に出ていただきたい。これは委員会としての方針だと私は思います。その辺委員長に諮っていただきたいと思います。

星委員長　質疑を終了し、諮りたいと思います。ほかに質疑はありませんか。

関矢委員　きょうの説明会でも住民から質問が出るかと思うんですけども、契約、この設計委託金額の変更がないという、これは非常に市民からするとこれだけ大きな規模がかわったのに、なぜ変更がないんだという質問がかなり出るかと思っています。その辺をしかりと説明をしていただくためにも、この当初の1億5,000万円、50億の庁舎に対して、1万平米の庁舎に対して1億5,000万円という上限額を決めてますが、これの根拠というのがたしかあまり明確ではなかったと思います。アバウトな中で総額の何%程度という形の中で上限を決めたんだと。で、今後、今市長が答弁されておりますけども、今後実施設計をやってしっかりと形が決まった中では積算根拠ができた中で金額が決まるので変更するというので、私は理解してますがその辺は間違いはないですか。

佐藤市長　今設計契約に当たっては、いろんな算定方式があるっていうふうに聞いております。今は国交省が出してるその契約に基本的な算定方法があるそうでもありますので、それに沿った形でこれからやっていかないと、今ほどおっしゃられたようにアバウトなところを出してくるとなかなか難しい、皆さんに説明がなかなかできない部分もあると思いますので、しっかりと設計の積算基礎的なものを採用しながら見える形にしていきたいということでもあります。今後変更していくのはその数字が出てこないとなかなかできない部分もありますので、そういう取り扱いをさせていただきたいと思います。

関矢委員　その中で変更契約が出てくるかと思いますが、財務規則上委託の場合の変更契約、増額の場合はたしか2割だか3割程度だと思うんですけども、その辺の上限、減額の場合はないんだと思うんですけども、その辺は財政課長わかりますか。

佐藤市長 契約の上限についての幅なんですけども、議会の議決に付すべき案件については、掌握といいますか、軽微な金額については議会の議決を要しないという議決をもらってその範囲を決められておりますが、今のような委託の関係で議会の議決も必要ない案件については増減とも執行権者の裁量になるんだらうと思っておりますが、そうは言っても今の金額からどのくらい上乗せになりますよ、今の金額からどのくらい下がりますと、こういうご議論いただいております中ではしっかりと示していく必要があるんだらうなと思っております。

関矢委員 増減に枠がないんですか。

佐藤市長 基本的にどこの部分で増減があるかないかわかりませんが、今現在の設計額が事業費に対してどのくらいなんだという割合で出てきているのか、基礎的な数字を積み上げて出てきているのかというのが、今の1億6,000万円という数字はわからないんですが、そうでなくてたしかアバウトな部分で出てきているんだらうと思っておりますので、そこはしっかりと市民に説明できるように、今の設計委託についてはその国交省の設計単価、要は見積もりの算定単価が決まっているみたいですので、こういう方法でやりなさいというのが決まっているみたいですので、それに合わせたときにどうなるかっていう話で今の金額が増減があっても、その制限は恐らく今の段階ではないと思うんです。財務規則上はないと思っておりますので、さっき言ったように議会の議決に付すべきものについては、その前後、増額であっても減額であってもある一定の割合を超えた場合は議会の議決、承認を求めなきゃいけないという条件にはなっているようでありますけども、恐らく今の委託の案件についてはないんだらうなと思っております。

星委員長 12時を過ぎましたが、このまま続行させていただきます。

関矢委員 私がなぜこれを言うかということ、工事などだと議会に付さない工事とかはたしか2割くらいまでだと思うんです。元設計に対しての増減が変更契約でなる。それ以上になるのは再度入札になるんだという、ちょっと数字は私は今覚えてませんが、委託はそれがいいのかどうか。

佐藤市長 今ほどの契約の部分ですが、財政課長からも確認いただきましたが要は増額の一定額を超えた場合には別工事としてまた委託をするという形になる。それは契約の変更ではなく、別契約になってくるという形だと思いますので、その許容範囲を超えた場合はそういうことになるんだらうなと思っておりますが、それは工事請負などのときによく使われる手法だそうですので、ただそれが委託にあうかどうかという話になってくるんだらうなと。工事自体は工事の基礎が変わってくるわけですから、ボリュームが変わってくればそういうこともありうるんだらうなと思っておりますけども、委託の場合は一つの流れ、キャパの中で動くわけですからそれが出てくるはずがないと現実的には思っています。

関矢委員 そこが1番大事なんですけど、今1億6,000万円で契約してる中で倍になる可能性もあるということです。それは再度入札だとかに付さなくても倍に委託はできるということですか。

佐藤市長 金額的にそこまでいかないんだらうと私は想定していますが、下がるということは考えられても上がるということはないと思っておりますので、建設事業費自体を下げるということになってますので、上がるほうが本来おかしいと思っておりますので、下がる方向も30%落ちても50%の段階までは落ちないんだらうなと思っております。再算定して今の設計の委託を出す基礎数値にあわせたとしても、そこまではいかないんだらうなと思っておりますので、再度数字

が出てきた段階でまたお示しをしていきたいなと思います。

関矢委員　私も下がるだろうなと思ってます。下がる場合は下がる限度がなくして契約金額の変更だけでなると私も思ってますけども、下がったからといって別の業者と再度入札をする必要はないと認識はしてますが、それは間違いないか確認だけとらせてください。

佐藤市長　そういうふうに認識をしております。

渡辺委員　先ほど来プロポーザル実施要項の失格条項のところの問題になっているにもかかわらず、財政課長のほうで解除になる要件、解除条項ということでそれは今度は契約書に基づいた解除に対する契約の解除等ということの説明になってるんです。そうじゃないと思うんです。今、大平委員が言ったり、岩井委員が言ってるのはプロポーザルの実施要項に対する要項違反なんだというふうに言っておりますので、そっちの契約書の中でものを喋らないほうがいいと思います。で、このプロポーザル実施要項の中の失格条項の中には、次の各号のいずれかに該当する者は失格としますとあって、なお、最優秀者が市と契約した後、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合においては、市は契約の相手方に対し、損害賠償請求を行うことがありますとありますので、損害賠償をすることが一応はできる実施要項になっております。その中でカのところにもその他、本要項に違反すると認められた場合というのが今回は議会の議決としてこれに当たるだろうということで、議会とすればこれは無効なのではないかということをも求めたわけですけども、市長とすると双方に瑕疵がある中で無効にすることがなかなかできないのではないかというお話が今出てきてるので、ここのことについては弁護士等入れながら、じゃこの要項どおりに実施するに当たってどうなのかということをやっぱり確認すべきだと私は思いますし、もう一点、議会としては今後の設計業務委託契約においては法令を守り公募型プロポーザル実施要項に沿って対応することということを決議してる中で、じゃ、次の契約の締結に当たって相手方、要するに最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となったときは、次点者を業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方としますということなので、仮に最優秀者に事故等があった場合はこの実施要項どおりにするならば、次点者にしなければいけないというのが実施要項どおりにするという決議でありますので、ただしこの場合本当にこれが見積書の徴取が不可能となったときに当たるのかどうかということも弁護士等と相談していただきたいというふうに思っております。で、そういったことをきちんとした上でもって、議会の決議に対して市長がどのように対応するのかということもきちんとやはり法令等示していただいた中で、やはりきちんとしていかなければいけません。かそここのところ理解していただきにくいというのもわかることではあるので、そのような対応をしていただきたいというふうに思うことが一点あります。それから次に市と契約したんですけども、そのことについて市長どうでしょうか。

佐藤市長　疑念を晴らす、この後この議論がどんどん出てくるということも大変でございますので、そこはしっかりと契約条項が今の対応でよかったのかどうかも含めて、弁護士等の先生方とは相談してみたいと思っております。今の対応がこれから影響してこないようにしたいと思っておりますが、今までの対応も含めてこれからまた同じような議論が出てくることにもなりますので、その辺はしっかりと皆さん方にお示しできる形で対応していきたいと思っております。

渡辺委員　委託契約書の中身を見させていただきますと、今現在のところ市長がおっしゃる



とおり、この契約の中では1万平米以内とするということですし、また基本計画において1万平米以内としているが、実際の計画面積は基本設計段階において各用途の面積を見直し決定することとするという条項に、仕様書というふうになっておりますので、現在のところ市長の意をくんで向こうが直すということを行っている限り、ここでの先ほど来次に今度はこの契約書の中で契約の解除に当たるかどうかということ踏まえると、向こうが委託者であるこちらの意に沿わないようなことをするのであればそれは契約解除ということになるかと思いますが、そういうことではないという中で、ただし、先ほど来話が出てくるようにある程度面積が変わってきている中で、契約の金額がこのままだということについては住民がやはり理解しづらいということがあると思いますので、そのあたりについてもやはり契約の内容等示しながら、そして次の段階に至るまでのいつごろまでにというようなこともしっかりとお話ができるようにしながら、説明会に臨んでいくべきではないかというふうに思っておりますが、そのあたりきちんと精査していただくおつもりはございますでしょうか。

佐藤市長 先ほど遠藤委員からも話がありましたように、市民説明会に向かう姿勢としてそこはきちんとかつこういう形でやるのであればオーケーだということまず皆さん方から確認いただいて対応していきたいと思っておりますし、まだ設計の段階でできあがっている段階ではありませんので、そういった部分でこれからの対応にさせていただきたいと思っております。いずれにしてもきょうから始まる市民説明会をどういう形でするかという、その条件も含めて議会の皆さん方からお示ししていただいたもので対応していきたいなと思っております。市民の意見をしっかりと聞くというのがまずはスタンスですので、こちらの思いもあまり過度にならないように、市民の皆さん方からご意見を頂戴するというで臨んでいきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

高野委員 再度説明会ということで強調されてますので、質疑させていただきたいと思っております。教育委員会を新庁舎に入れれないということについて、るる説明がありましたけども、どうしても理解ができません。したがって、分離しなければならないその根拠を今一度説明願ひたい。

佐藤市長 先ほど遠藤委員からも発言がありましたように、そこも含めてしっかりと市民の意見を聞いてくる、聞いてくださいということでありますのでそのように対応させていただきますということでもあります。

高野委員 教育委員会を分離しなければならない理由をわかりやすく説明してほしいと思っております。

星委員長 先ほどから同じような質問をしている委員がおりますので、重複しないようお願いいたします。

佐藤市長 計画の変更を市民に説明していくのは、案をとって臨みたいという気持ちはありますけれども、まだそういう状態になってないと今の話でも理解してますので、案の段階で市民の皆さん方の声を聞いて、それを特別委員会でご審議いただいて、よりよい形になればいいなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

岩井委員 先ほど市長のほうから契約は有効であるという言葉が出ました。有効であるという根拠はどこからきたものですか。

佐藤市長 私も地方財政に少し携わっておりますので、そういった経験の中で司法上の契

約については口頭であっても契約は契約だと質疑応答や法律の解釈がなされてるようでもありますので、そういった意味で司法上の契約は成り立つということで話をさせていただきました。法律的に弁護士からしっかりと聞いてそういう話をしたわけでありませんが、一般的に質疑応答の部分ではそういった判断をされてるようでもありますので、その見解を申し上げさせていただいたところです。

岩井委員 先ほどから何人かの方から言われてるんですけども、この業務実施条件の8項目、8番目、これは財政課長も目をとおしてももちろんいると思うし、当局のあれがここに書かれてるんですが、それに対して失格条項があるわけです。これに当てはまらないから、要するにこの条項に違反するから失格だと、失格ということは契約できないということを我々言ってるんであって、明らかにこの契約は無効なんです。失格条項に当てはまってるんです。それに対して契約は有効だというのは、私は失格条項なければ有効です。だけれど、これだけの失格条項がこの条件の中に入ってる以上契約は無効であるということを決議したもんですから、そこに対しては例えば市長は新しく12月になられたんですけども、当局のほうでそれに対して反論があれば財政課長教えていただきたいんですが。

堀沢財政課長 この8の8の条項については、以前からお答えしているところがございます。以前から申し上げてるとおり、たしかに4月21日の段階で地元業者と契約はされておらなかった。ただし、両者民民の立場で協議が開始されており契約が早期に結ばれる予定であったということを含めた中での契約という形で説明しておったところでもあります。

岩井委員 そうすると失格条項の中に当てはまらないと考えてもいいんですか。失格条項の中に入ってるんですか。入ってないんですか。

堀沢財政課長 当時からお話させていただきましたとおり、先ほど申しましたとおり民民で早期に契約が結ばれるものと考えておりました。したがって、失格条項はクリアされていると考え契約したものです。

岩井委員 そういう言い方するとちょっとおかしいです。我々の決議はこの失格条項に当てはまっているから、この契約は違反であると、契約は無効であると言ってるんです。今の答えだと失格条項に入っていないと聞こえますよ。

堀沢財政課長 その部分につきましては先ほど申しましたとおり、何度もこの特別委員会でも話したとおりであります。民民の間で協議が開始され契約が結ばれるという形の中で、私ども契約したということでもあります。

岩井委員 それだったら何のために担当者を処分し、当時の市長と副市長は1カ月減給の内容を我々に出してきたんですか。

堀沢財政課長 それにつきましても、特別委員会や本会議で申し上げてきましたと思いますけども、民民の間で正式契約ができていない中結んだことによる、事務的な瑕疵についての処分ということで報告してあります。

岩井委員 事務的なあれだったって、ここに書いてあることだって事務的な問題はいくつかあります、失格条項の中に。要するに失格条項に当てはまるからこれは失格だと、契約は無効であると、言ってるわけです。それに対して財政課長の話は、民民の契約であるからどうのこうのっていう、民と民の関係にばかり財政課長言ってますけど、これはあくまでもあなた方執行部の瑕疵もあったから認めて処分を受けたわけじゃないですか。それに対して、いくら民民とは言えこの条件は明らかに設計者に対しての条件をつけたわけじゃな

いですか、これは。こういう失格条項があったら失格しますよ、もしくは損害賠償を求めますよということ言ってるわけじゃないですか。そうじゃないですか。

堀沢財政課長　　今ほどの岩井委員が申されることと、私が申してることというのは完全に食い違ってるわけではないと思います。私が言っているところは、今回の処分を受けた部分につきましては民と民の契約が結ばれると思った中での契約という部分であります。それが結ばれてなかったというところで処分がなされた、そこのところをご理解をいただきたいと思います。

岩井委員　　要するに問題は失格条項に当てはまったから処分を受けたんでしょ。要するに失格条項があったにも関わらずそれを認めてしまったというあなた方の瑕疵という意味じゃないですか。

佐藤市長　　職員が処分されたのは私が市長になる前ですので、前市長も副市長もみずから処分するという議決を求めたということも聞いておりますが、適正に処理をしなかった、事務の不適正処理という形で処理をされたんだらうなと思います。当局の担当のほうは、契約がまもなくできあがるから判こをつけてくれという話を私は今想定をさせていただいたんですが、そういった形でやってきたのかなという気はします。ただ、今渡辺委員からも話がありましたように、それが正規の契約に成り立たないということであればこれはもう契約解除になるんでしょうけれども、今の契約の条件も含めて専門家と相談させてもらって、これが本当に不適正で契約条項に違反してまかりならんということになれば、これは契約破棄になるんだらうと思いますので、そういったことでお答えさせていただきましたので、専門家の見解を聞いて対応したいと思います。これ以上もう職員攻めても過去の、12月に終わってる話を今ここで出しても私もちょっと新しい部分を聞かせていただきましたが、これから岩井委員のことも含めて、法律の見解、要項の部分を含めて見解をまとめてお話できる機会を設けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岩井委員　　私がさっきから言ってるように業務実施条件の中の8番目なんです。この8番目が入っていなければ、何の違反でもなかったんです。この要項をわざわざ8番目の実施条件の中に入れておいて、これに間違いなく違反してるわけです。だから我々決議文出した、決議をした、それが事実だと思うんです。ですから違反は違反で、これは業者に対してはきちんととってもらおう。なおかつ、それとは別にそのことを黙認をした、そのうちに契約してくれるだらうと黙認した当局に対しての罰則は罰則で、私はいいと思います。だから、勘違いしないでもらいたいの是要項に明らかに違反なんです。要項違反なんです。そこをよく、今の市長の話聞きましたけれども、よく精査していただきたいと思います。

佐藤市長　　十分理解をして臨みたいと思っております。

大平(栄)委員　　今の岩井委員の意見に関連してはいますけども、50億円が30億円になったということになると、プロポーザルで1番良くなかったというか、1番まずいプロポーザル選ばれたということと、それからもう一つ、地元の業者がようかん型だったら8割程度できると、そうすると1億5,000万のが1億1,000万になったとしたって7,000万円ぐらいは地元の業者が設計できると。そういうような考え方で失格条項、失格ということだったわけで違反も違反だけれども、それがもとで地元業者も一緒にやっていただくということでもって議決したわけなんです。そこを踏まえてやっていただきたいと思います。意見でしたが、そういう条件でしたんですが市長はそれを今は出てきてわからなかったとか、

いろいろさっきから処分はもう契約解除しかないなんて、何にもわからん中で言ってるから、今言ったことが地元の業者も中に入ってできるということで次の業者を選ぶときには、それで失格条項、失格というか、議決したわけなんです。それについて市長どう思ってますか。議決の重みを。

佐藤市長 大変申し訳ないんですけども、今そこで今の大平委員のお答えできるものはないんですけども、今の質問の内容が私もよく理解できませんのでお答えもなかなかしにくいということでお願いします。

星委員長 ほかにありませんか。

遠藤委員 質疑がなければ先ほど提案したことについてお願いします。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (12:29)

再 開 (14:15)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。

富永委員より欠席の届け出がありました。午前中に発言のありました当委員会としての対応等について検討いただきたいと思います。2月2日及び本日午前中と重複のないように、皆さんからご協力いただきたいと思います。特に午前中の庁舎の面積あるいは教育委員会の一本化及び委託契約を中心に協議いただき、まずは、教育委員会について皆さんからご意見をいただきたいと思います。

佐藤(敏)委員 教育委員会については、会派としては同じ場所で7,000平米程度ということで決めてありますので、それを市民説明会できちっと言ってもらった上で市長の発言は発言として予定通りやっていたかとそれだけです。

岩井委員 私も教育委員会の件は、市長の勇み足じゃないかと思っております。やはり7,000平米でそこに収めるというふうに一応議会では了解を得たわけですから、それはきちんと話をして、そこに先ほど午前中の市長の見解だと、ずっとそこに収めるわけではないと、置くわけではないと、それは非常に抽象的な言い方で、じゃ、どういう形になったらそこに一本化のその庁舎に入れるんだという話になると、現実そこに収めるスペースがないということになればいつまで経ったって解決する問題じゃありませんので、やはり、これは市長の勇み足じゃないかと思っておりますので、それはぜひ撤回をしていただいて7,000平米の中にきちんと収めさせていただきますということをはっきり言っていただきたいと思っております。

佐藤市長 大変恐縮ですが勇み足でも何でもありません。7,000平米の中に入ることは想定をしております。おりますので、先ほどから遠藤委員の質問の中にもありますように、すぐに入れなくても堀之内の今の教育委員会のあとをどうするのかという議論の中で、進めさせていただきたいというのが本来の趣旨でありますので、そのことは今佐藤敏雄委員からもご指摘いただきましたが、含めて市民へ説明させていただくということでありますので、このことを理解していただいて、これから私のほうで市民説明会取り組んでいくわけですので、そういった方向で説明させていただきたいと思っております。

岩井委員 たしか遠藤委員のほうから、前は地元の人たちは今後堀之内庁舎をどう生かしたらいいのかということで、現実的に検討しているという話も聞いた覚えがあります。市長の午前中の話は、5カ所かなんか回ってそういう声があるという意見なんです、その辺のその意見の相違というのがあると思います。ただ、議会を含めてこの教育委員会の件を話す場合には、市長が先に言い出したことが前提になった状態の中で今議論してるような気がしてならないんです。ですから、それは市長はたしかにそういうふう地域の人たちに言ったかわかりませんが、議会でよくもんだ結果こういう形でもってもう一回全部一括で入れるということのほうが、私はすっきりしていいんじゃないかと思いますが市長どうでしょうか。

佐藤市長 それも時系列的に誤った見解でありますので、修正させていただきますが、まずは遠藤委員の地域で検討進めていっているという話は、私が最初にそのことを言い出しからの話じゃないんです。ずっとそのことは遠藤委員も含めて地域の人たちが検討してきたというのはわかっていますが、その各地域で、堀之内5カ所ある地域で同じ意見が出てきてるんです。このことについては、私が言い出したことではなくて地域の方から話が出てきてるということを話をさせていただいた中で、そのことと同じことを遠藤委員のほうで、そのことはもう地域で今議論をしている最中だということで、その辺は市民の考えも、遠藤委員の周辺の皆さん方があり方を検討するのと同じようなところでなくしてもらっちゃおごった、これあとどうしよう、という議論も含めて検討してきたということありますので、私が先に言い出して火の手を上げたということじゃありませんので、その辺は間違いのないようによろしくお願ひしたいと思います。

岩井委員 それは理解するとしまして、地域からそういう声が出たのであれば、ぜひ議会に地域ではこういう声が出てるけれども議会でぜひ検討願ひたいと、いうのが私は筋じゃないかと思ひますけど。

佐藤市長 そのこともそうですが、先ほど申し上げたように遠藤委員の周辺の人たち、いろんな団体も含めてそのことについては議論をしてるということでもありますのでそれはそこで、その地域の皆さん方の考えですのでそこをまた議会のほうで同じような議論をするのではなくて、それが出てきた後でまた皆さんで検討していけばいい話だと思いますので、そこはちょっとあまり先行しなくてもいいんじゃないかなと私は個人的に思うんですが、そういったことで今一生懸命堀之内地域の皆さん方もその地域のあり方を、まちづくりを含めて検討するという中を私は見守っていきたいなと思っております。

関矢委員 午前中から同じような議論を繰り返しておりますけれども、今、市長が答弁されるようにこれはいろいろな声を聞いた中で作りあげた一つの案だということで、そのことをこれから住民対話集会に持っていき、その中でまた議会、住民と議論しながら成案にしていくということでございますので、これはこのまま、きょうからの予定になっております。ですので、このまましっかりと住民と対話をさせていただくことを私は望んでおります。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) それでは、当委員会の対応といたしましては今ほど佐藤委員、関矢委員が言われましたように、教育委員会については一本化の方向で対応させていただくと、そのように決定させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定しました。

次に、委託契約について意見はありませんか。

佐藤(敏)委員 委託契約の問題については、午前中に市長から弁護士を通じて検討するということでしたので、私はそれで賛成です。

岩井委員 関連するのでお聞きしたいんですが、12月の時点でたしかこの委託契約書、私もちょっと手に入れさせていただいたんですけども、この契約の金額の内容については2社の見積もりを取ったと、予定価格、と聞いてるんですが、この2社というのはどこの業者でしょうか。

堀沢財政課長 1社につきましては石本、もう1社は柏崎市の庁舎を設計した業者です。

岩井委員 そうすると1社は契約をする前に石本設計と、柏崎の………どういうことでしょうか。石本設計というのは当事者ですよ。

堀沢財政課長 契約をする前といいますか、プロポーザルに出す前ということです。ですので、プロポーザルのときには上限といいますか、今回の場合ですと1億6,000万円という数字でどの業者もその面積やその数字があるものでプロポーザルに臨んでおります。

大平(栄)委員 設計見積もり終わったわけですし、一応これは委員会に早速出していただきたいと思います。それと前の1、2、3、4、5社出して最初に1社に決めた、石本とあとの4社も大体どういう内容であったかというあれは出してもらいたいと思います。プロポーザルを出さないでここで話してもだめだから。契約は済んでるんだからその内容を出してもらいたい。随意契約のときのきちんとした設計書を出してもらいたい。

星委員長 執行部が調べておりますので答弁は後にします。

渡辺委員 今ほど石本と柏崎の庁舎の設計をしたという設計業者に対する、その見積もりをとったと。その時期というのはもう一遍確認します。要するに2年前の12月、昨年ではなくてそのまた1年前の12月にこの継続経費が出てきてるわけですけど、その前の段階としてその見積もりをその2社にお願いをしてとったということですか。

堀沢財政課長 予算計上する前の段階ですので、その時期にとり、それにもとづきましてプロポーザルに臨んでいったということになります。

渡辺委員 そのときの見積書というのは出せる文書ですか。日にちと。

堀沢財政課長 今この場ではございませんが、綴りにありますのでそれは現段階で出せるものだと思っております。

星委員長 今の答弁で岩井委員はよろしいですね。

岩井委員 はい。

佐藤(敏)委員 きょうから説明会が始まるわけですので、先ほども説明会に行つて(案)で説明をして、市民の声をしっかり聞いてきてやると、こういうことですので先ほど私が言いましたように当局の案は当局の案として、今つくってあるのをきちっと持ってってしっかりと説明してしっかりと市民の声聞いてくると。で、終わり次第早急にまとめてまたこの特別委員会を開いていただく。で、その中でただ一言言ってもらいたいのは、さっきと関連しますけれども議会では教育委員会も一緒に7,000平米程度という提案をしたんですけども、ということだけを付け加えていただきたいし、あと委託契約の問題はさっき言ったように、こういうことで考えてます、弁護士に聞いて考えてます、ということ言ってもらって市民がどう言うか、どういう結果が出たかについて戻ってきてしっかりと協議をするということで、これで終わりにしてもらいたいんですが。

星委員長　確認させていただきますが、最後のほうの委託契約については具体的にどのような説明をやれということですか。

佐藤(敏)委員　説明会じゃないので、市民の声を聞いてくるんで、そういう質問があったときは議会といろいろ話し合ってますけれども、当局としては弁護士に確認して対応を検討しますということでもいいと思うんです。私はきちっと市民の声をしっかり聞いてきて報告してもらえばそれでいいです。

星委員長　委託契約についての委員会としての現在の考え方、対応の仕方につきましては、佐藤委員が言われました方法でよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定しました。ほかにありませんか。

堀沢財政課長　柏崎庁舎を設計した業者名ですが、佐藤総合企画という会社です。

星委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑を終結します。本日より市内6地区で市民対話集会が開催されます。執行部の皆様におかれましては、2回にわたる委員会での質疑、応答の内容を踏まえ市民との十分な対話集会をお願いします。終了後の結果の報告も早めをお願いします。議員の皆様はいずれかの会場に足を運んでいただきたいと思えます。本件については、引き続き調査をすることとし、本日は以上としたいと思います。

## (2) その他

星委員長　日程第2、その他を議題とします。その他、執行部の皆さんから報告事項等はありませんか。(なし) 委員の皆さんから、ご意見、協議事項等はありませんか。

岡部委員　午前中に執行部、議会、それから市民がばらばらだというような意見もワークショップの中で出たということですが、どんどんどんどんタイムスケジュールがタイト化していく中で、きょうから6会場で説明会があると、それをしっかり受けて早急に我々の議会にまた報告をしていただいて、議論していかなきゃいけないと思うんですけれども、ワークショップも3月で終わりということでもあります。今後この委員会も含めて、この件について議論を深めていくのは、時間がない中で緊密な連携をとりながらやっていかなきゃいけないと思うんですけれども、その辺のことの取り組みについてももう少し具体的にどういうふうにしていきたいんだという、この後いつやるかだけじゃなくて、今後議会に対してどういうふうなスケジュールでどうしていくのかという考えがありましたら答弁をお願いしたいと思います。

佐藤市長　先ほど申し上げましたように、これから旧町村単位にそれぞれ対話集会、この庁舎の問題についての対話集会を示させていただきますので、その中でどういう形がいいのかということも含めて、これから検討させていただきたいと思えますが、いずれにしてもワークショップ3月まで、この今の原形、変更の計画の中で議論していただくわけですので、その後のことについては先ほど来いろいろなご意見をいただいておりますので、これから検討にしっかりと入って計画づくりをしていきたいなと思っております。

星委員長　ほかにありませんか。(なし) 本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の庁舎再編整備特別委員会は、これで閉会します。

閉　　会 (14 : 39)